●添付書類一覧表●（令和８年度被扶養者確認調書用）

続 柄	居 住 状 況	添 付 書 類　※　該当する項目が複数ある場合は、全て添付してください。	
⑴ 配偶者 ⑵ 子(18 歳以上) ⑶ 父母 ⑷ 祖父母 ⑸ 孫 ⑹ 兄姉弟妹 ⑺ 曾祖父母	同居	収入が「ある」方	
		・勤労収入	①　直近３カ月分の給与明細のコピー
		・年金収入	②　直近の年金（改定・支払・振込）通知書のコピー
		・給付金受給	③　支払決定通知書のコピー ※失業給付、傷病手当金など、雇用保険、労災保険、社会保険等の各種給付金の支払額が確認できるものを添付してください。
		・その他収入	④　直近年度の確定申告書、収支内訳書のコピー ⑤　直近年度の青色決算申告書（損益計算書）のコピー ※事業収入、不動産収入、配当等の収入の額が確認できる④、⑤のいずれかを添付してください。
	別居	全ての方　**※「別居」の方は、必ず仕送りに関する書類を添付してください。**	
		・直近３カ月の仕送りが確認できる「仕送り明細」「銀行振り込みの控え」等のコピー	
		収入が「ある」方	
		・上記①～⑤の収入に関する該当書類	
続柄が上記の⑴～⑺以外の方 ※３親等内の親族図参照	同居	収入が「ある」方	
		・上記①～⑤の収入に関する該当書類 ※　**同居が確認できる住民票の添付は不要です。** ※　**同居が要件の方になりますので、別居の場合は削除することになります。**	

【 注意事項 】

・収入がない方については、非課税証明等の添付書類は不要です。調書の「年間収入」欄に必ず「０円」と記入してください。（別居の場合は、仕送りに関する書類の添付が必要です。）

・必要に応じてマイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムを利用して所得情報等を確認することがあります。

・調書及び添付書類の内容を確認したうえで、疑義が生じた場合は、後日、追加で書類のご提出をお願いする場合があります。

・事業主が税法上の扶養親族であり、被扶養者の年間収入が健康保険法上の認定限度額未満であることを確認し、証明する場合は、収入に関する書類（上記①～⑤）を省略することができます。
ただし、障害年金、遺族年金、傷病手当金、出産手当金、失業給付等の非課税対象となる収入がある場合や別居の際の仕送りに関する書類の省略はできません。

※被扶養者が海外に居住している場合は、「被扶養者が海外に居住している場合の現況申立書（別紙 2）」が必要です。

●3親等内の親族図●

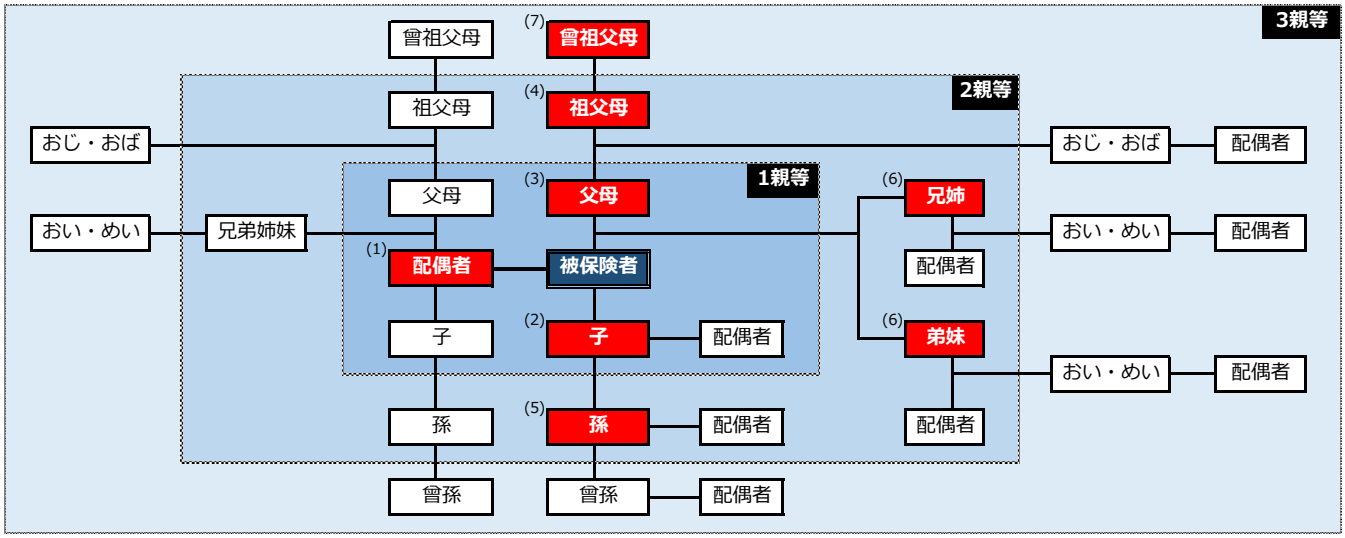

(1)～(7) の方は、生計維持の関係が必要です。　　(1)～(7)以外 の方は、生計維持の関係と、同一世帯が条件です。